

貸切バスの新たな運賃・料金体制がスタートしました

この度国土交通省では、貸切バスの安全性向上を図る取り組みの一環として、貸切バスの運賃制度を抜本的見直し、安全と労働環境改善コストを反映した、合理的でわかりやすい時間・キロ併用制運賃が平成26年4月より実施されました。

貸切バス事業者は、各運輸局等から公示した運賃・料金の上限度と下限度の幅の中で運賃を決定します。下限度以下の運賃で運行すると、届出運賃違反として行政処分となります。

新たな運賃・料金制度とは

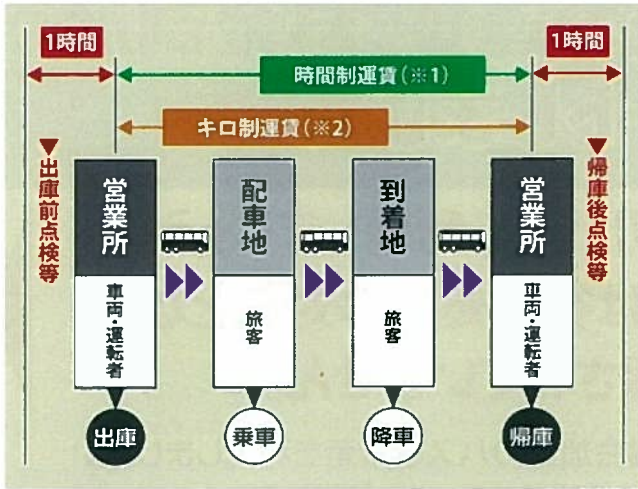
1. 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します

① 時間制運賃

出庫から入庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃を乗じる
(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加えた5時間とします)

② キロ制運賃

出庫から入庫までの距離にキロ制運賃を乗じる



時間制運賃の最低保障

時間制運賃の最低運賃(3時間)を維持しつつ、出庫前・帰庫後の点検時間として2時間を全ての運行に加算します。

※1 時間制運賃

◎3時間運行の場合

$$5(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$$

◎10時間運行の場合

$$12(\text{時間}) \times (\text{時間あたり運賃}) = (\text{時間制運賃})$$



※2 キロ制運賃

出庫から帰庫までの回送を含めた距離

2. 料金の種類について

① 深夜早朝運行料金

22:00~5:00に係る運行は、その係る時間については2割を限度とした割増料金を適用

② 交替運転者配置料金 ※各運輸局が公示した料金

長距離・長時間・夜間運行などで安全運行のために交替運転者を配置した場合に適用

③ 特殊車両割増料金

サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増を限度として適用

ガイド料、有料道路料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります

◎運送申込書、引受書により契約を締結したものとします

～安全な貸切バスのガイドライン～

(1) 事業許可 地方運輸局から「一般貸切旅客自動車運送事業」の許可が必要です

◎備北バス・・・昭和18年2月20日 第418号

(2) 営業区域 運送の安全を確保する為、発地及び着地のいずれかが事業者の営業区域内であることとなっています

◎備北バス・・・岡山県全域

(3) 任意保険の加入状況

貸切バス事業者は自賠責保険に加え、対人無制限、対物200万円以上の任意保険の加入が義務化されています

◎備北バス・・・対人無制限 対物5000万円に加入しています

(4) 貸切バス事業者安全性評価制度

公益社団法人日本バス協会が安全性や安全確保に向けた取組等を点数化して評価し、☆の数で認定・公表しています

◎備北バス・・・☆60点以上 ※日本バス協会HPにて閲覧できます

(5) 国土交通省の行政処分情報⇒国土交通省ホームページにて確認できます